

指定要件に基づくがん診療連携拠点病院の指定の考え方

1 指定要件の充足状況

- 指定に当たっては、原則、「がん診療連携拠点病院の整備について」(平成20年3月1日付け健発第0301001号厚生労働省健康局長通知、平成22年3月31日一部改正)(以下「指針」という。)に定める必須要件を充足していることとする。

2 2次医療圏数を超える数の医療機関ががん診療連携拠点病院に指定されることとなる場合

地域がん診療連携拠点病院にあつては、2次医療圏(都道府県がん診療連携拠点病院が整備されている2次医療圏を除く。)に1カ所整備するものとする。ただし、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、この限りではないものとする。(指針抜粋)

- 2次医療圏数を超える数の医療機関ががん診療連携拠点病院に指定されることによる、当該医療圏や都道府県のがん診療体制における相乗効果が、都道府県の推薦意見書に数値目標などをを用い記載されていることとする。
- なお、2次医療圏数を超える数の医療機関をがん診療連携拠点病院に指定する理由として、単に人口が多いということだけでなく、がん患者の通院圏域、がん診療連携拠点病院間の機能的役割分担、隣接する医療圏との関係等について、都道府県において十分な説明があることとする。
- また、都道府県は、拠点病院の運営が適切に行われるための体制を確保するよう努めることとする。

3 2医療機関が都道府県がん診療連携拠点病院に指定されることとなる場合

- 都道府県がん診療連携拠点病院は、都道府県に1カ所整備することとされているが、都道府県がん診療連携拠点病院が2医療機関となることによる両医療機関の機能的役割分担、相乗効果等について、都道府県の推薦意見書に数値目標を用いて記載されているなど十分な説明があることとする。